

滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和5年11月6日(月)午後3時から

2. 会議の場所 市役所東別館3階中会議室

3. 会議に付した議案等

議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
申請人 [REDACTED]

議案第27号 滑川農業振興地域整備計画の変更について
申請人 滑川市長 水野 達夫

- ・農地利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

4. 委員の出欠

(出席農業委員・8名)

松井 滋樹、澤田 博行、中屋 作之、石原 忠則、江下 博、高橋 美彦、
新村 剛、杉本 久美子

(出席推進委員・8名)

黒田 敏弘、石黒 明、岩田 秀雄、浦田 弘、荒舘 正治、滝川 裕子、
開田 豊一、伊藤 久義

(欠席委員・0名)

5. 事務局(3名)

石井事務局長 村田主任 大竹主任

6. 会議の要旨

午後3時00分 開会

会 長 それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
議事録署名委員に、杉本 久美子委員、中屋 作之委員を指名します。
これより議案審議に入ります。

議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件についてですが、次の案件の地区担当は私ですので、職務代理に進行をお願いします。

職務代理 では事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第26号1番について朗読及び説明)

申請地は、市道下島上小泉線に面する農地です。

申請地は、用途区域内(第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域)の農地であることから、第3種農地と判断され、許可できるものと考えられます。

転用理由は、分譲住宅敷地です。譲受人は市内で不動産業を営んでおり、分譲住宅敷地の販売を計画し、用地を探していたところ、申請地が適地であると判断し申請されたものです。申請地は[REDACTED]の目の前で、周囲には教育機関、商業施設、幹線道路等が整備されており、周囲の他の分譲地の売れ行きも好調なことから、今後も転入者の増加が見込まれ、10区画の分譲地として整備する予定です。

隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は前面道路側溝に放流し、汚水は公共下水道に接続します。

職務代理 地区担当委員の補足説明をお願いします。

新村委員 譲渡人は数年前に夫を亡くし、農業をやっていけないということから以前より転用を考えておられました。この度、譲受人と話がまとまったものです。特に問題ないと思います。

開田推進委員 現地確認してきました。全筆とも雨水の環境、生活排水の環境がほとんど整っております。また、境まで新興住宅が来ておりますので、土地を取得され工事に入られても障害弊害はないと思われまます。周辺の環境には影響ないと判断しました。

職務代理 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。

(各委員から「異議なし」の発言あり)

それでは、この案件は県へ進達することといたします。

では、進行を会長へお返しします。

会 長 続きまして、議案第27号 滑川農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願いします。

事務局 4ページをお願いします。滑川農業振興地域整備計画の変更(農用地区域からの除外)について、5ページのとおり滑川市長より農業委員会の意見を求められているものです。

6ページをお願いします。除外願出件数4件、5筆、除外面積4,294㎡。除外願出地は1件目が■■■■番、1,029㎡。除外後の用途は、資材置場です。2件目は■■■■、2,239㎡のうち968㎡。除外後の用途は、貸駐車場・貸資材置場です。3件目は■■■■、2,239㎡のうち1,271㎡。除外後の用途は、共同住宅敷地です。4件目は■■■■番外2筆、1,026㎡。除外後の用途は、介護福祉施設及び共同住宅敷地です。

申請地の位置図は7～10ページのとおりです。11ページ以降は、除外地番一覧表となります。

会長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。

(各委員から「異議なし」の発言あり)

それでは、異議なしということで、議案第27号については適正である旨、市長に答申することといたします。

その他

- ・農地利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

会長 これで、審議は終了しました。

午後3時15分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員